

1 第1号被保険者・要介護等認定者の将来推計

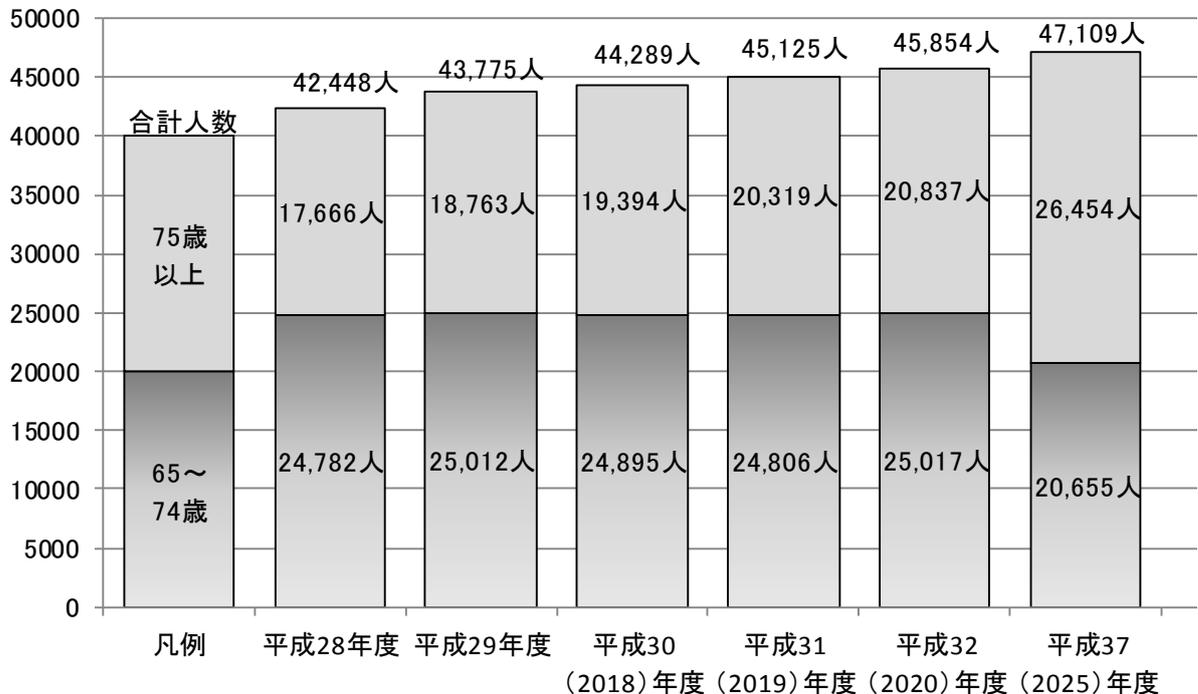
(1) 第1号被保険者(65歳以上)の人数の推計

前期高齢者(65歳~74歳)の被保険者数については、年によって若干の増減があるものの、平成32(2020)年度まではほぼ横ばいになるものと予測されます。

一方、後期高齢者(75歳以上)の被保険者数については今後も増加が続き、平成37(2025)年度までには、前期高齢者の被保険者数を上回るものと予測されます。

なお、介護保険制度では住所地特例者[※]や適用除外者^{※※}の制度があることから、第1号被保険者数の推計と65歳以上人口の推計にはずれが生じるものです。

図1 第1号被保険者数の推計



- 平成28年度・平成29年度は、9月末日現在の実績値(介護保険事業月報)です。
- 平成30(2018)年度以降は、平成25年度から平成28年度までの4年間の実績値を基にコーホート変化率法により推計した、各年9月末日現在の推計値です。

※ 住所地特例者……介護保険法第13条の規定により、市外の介護保険施設(特別養護老人ホーム等)に入所したために住所地が変更となった被保険者は、入所前の住所地の市町村が保険者となることとされています。

※※適用除外者……介護保険法施行法第11条の規定により、障害者支援施設等に入所中の方は、65歳以上であっても、介護保険の被保険者とはならないこととされています。



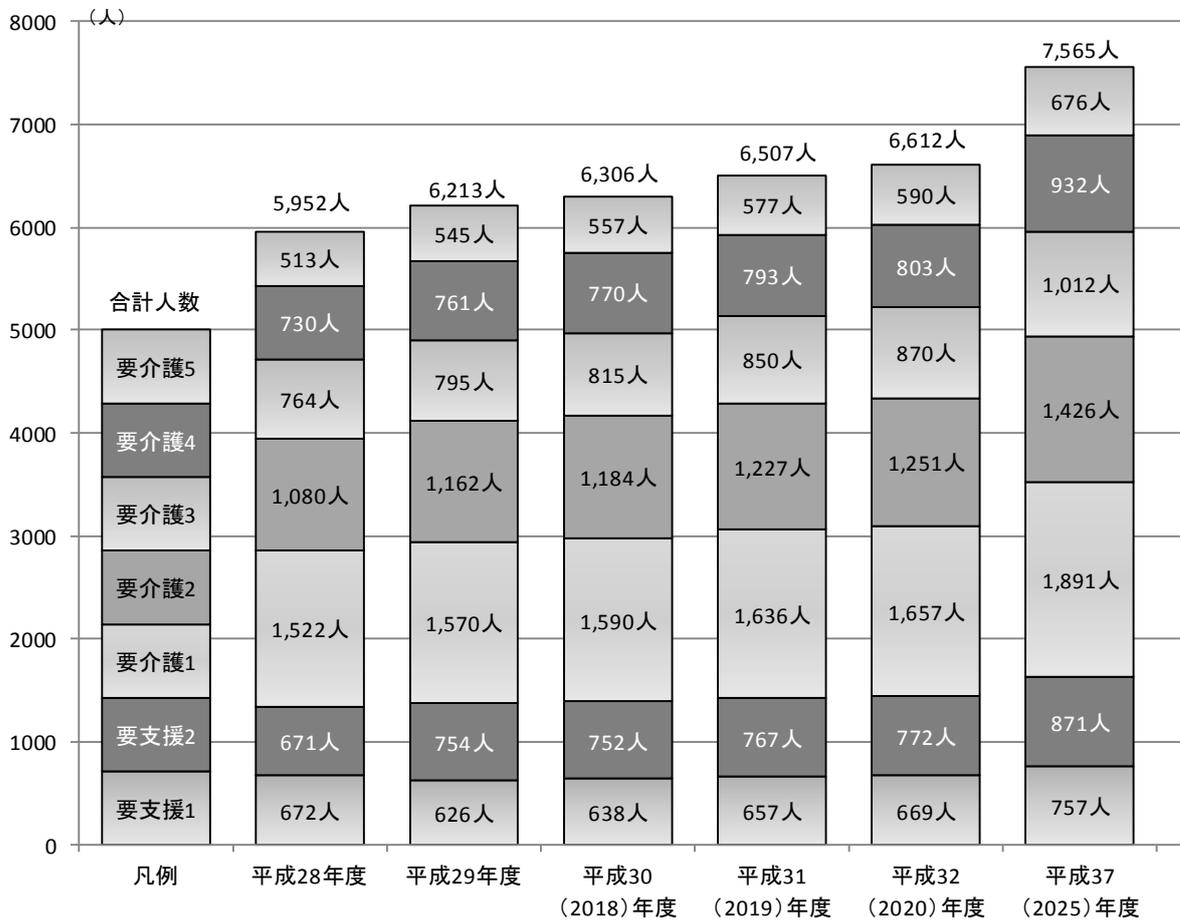
(2)要介護等認定者数の推計

本市の要介護認定者数は、平成 29 年 9 月末現在で 6,213 人(第 1 号被保険者 6,014 人、第 2 号被保険者 199 人)でした。高齢化の進展とともに、要介護認定者は今後も増加し続けるものと予測されます。

平成 30 (2018) 年度は 6,306 人、平成 32 (2020) 年度は 6,612 人、平成 37 (2025) 年度は 7,565 人になると見込まれます。

また、第 1 号被保険者の要介護等認定者が、第 1 号被保険者全体の人数において占める割合(認定率)は、平成 29 年 9 月末日時点で 13.7%でした。平成 30 (2018) 年度は 13.8%、平成 32 (2020) 年度は 13.9%と、第 7 期計画期間はほぼ同水準で推移するものと予測されますが、後期高齢者数の増などにより、平成 37 (2025) 年度には 15.5%になると見込まれます。

図2 要介護認定者数及びその推計



※ 平成 28 年度・平成 29 年度は 9 月末の実績値、平成 30 (2018) 年度以降は、各年 9 月末日現在の推計値です。

※ 要介護・要支援認定者の人数は、第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の合計値です。



2 サービス基盤の整備目標

介護保険サービスの利用について、これまでの利用実績や要介護認定率の推計等を基に、今後の整備目標を定めます。

(1) 介護保険施設サービスの整備目標

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、平成 27 年度に 2 施設 200 床を整備したほか、平成 30（2018）年度に 2 施設 240 床を整備する予定です。

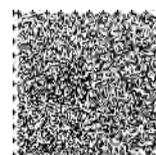
平成 29 年 8 月時点における市内特別養護老人ホームの入所待機者は、延べ 178 人であり、現在予定している整備分と現状の供給量で本計画期間の需要をまかなえる見通しであることから、第 7 期計画における新規の整備は行いません。

介護老人保健施設については、平成 29 年 8 月時点における入所待機者が延べ 18 人であり、現状の供給量で本計画期間の需要をまかなえる見通しであることから、第 7 期計画における新規の整備は行いません。

特定施設については、平成 29 年 10 月に介護付き有料老人ホームとして 1 施設（定員 52 人）が整備されているほか、平成 30（2018）年度に 1 施設（定員 45 人）が整備予定であり、これらの整備分と現状の供給量で本計画期間の需要をまかなえる見通しであることから、第 7 期計画における新規の整備は行いません。

区 分		既整備 済み分	新規整備目標数			合計	
			平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数 (か所)	9	(2)	0	0	11	
	定員 (人)	761	(240)	0	0	1,001	
介護老人保健施設	施設数 (か所)	4	0	0	0	4	
	定員 (人)	381	0	0	0	381	
特定施設 入居者生 活介護	介護付有料 老人ホーム	施設数 (か所)	4	(1)	0	0	5
		定員 (人)	225	(45)	0	0	270
	ケアハウス	施設数 (か所)	1	0	0	0	1
		定員 (人)	40	0	0	0	40

※ () 内の数値は、第 7 期計画における新規整備ではないが、既に整備が予定されているもの。



(2)地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)・サービス付き高齢者向け住宅の整備目標

看護小規模多機能型居宅介護は、現在本市には事業所がありませんが、医療ニーズの高い利用者に対し状況に応じた介護サービスを提供するものであり、今後の「在宅医療と介護の連携」を支えるサービスの一つであることから、平成31(2019)年度までに1施設の整備を見込みます。

地域密着型特定施設入居者生活介護については、市内のケアハウスにおいて一部を特定施設化する意向があることから、平成32(2020)年度までに1施設18床の整備を見込みます。

そのほかのサービスについては、現状の供給量で本計画期間の需要をまかなえる見通しであることから、新規の整備は行いません。

区 分	既整備 済み分	新規整備目標数				合計
		日常生活 圏域	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	
認知症対応型 共同生活介護(床)	189	—	0	0	0	189
認知症対応型通所介護 (事業所数)	2	—	0	0	0	2
小規模多機能型居宅介護 (事業所数)	2	—	0	0	0	2
看護小規模多機能型居宅 介護(事業所数)	0	指定なし	0	1	0	1
夜間対応型訪問介護 (事業所数)	1	—	0	0	0	1
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護(事業所数)	1	—	0	0	0	1
地域密着型特定施設入居 者生活介護(床)	0	久喜西圏域	0	0	18	18
サービス付き 高齢者向け住宅(施設数)	2	—	0	0	0	2



3 介護サービスの量の見込み

(1)利用者数の推計にあたり考慮すべき事項

ア 介護離職ゼロに向けたサービス利用見込み

国は、介護を理由とする離転職者を減らすため「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」として、平成37（2025）年度までに、全国で約10万人分の在宅・施設サービスについて、上乘せ・前倒しの整備を図るとしています。

総務省の「平成24年就業構造基礎調査」によると、埼玉県における「介護・看護を理由とする離転職者数」は4,600人となっています。ここから、人口割合による推計や、特別養護老人ホームの待機者数などを加味して埼玉県が計算したところ、久喜市の平成32（2020）年度における「介護・看護を理由とする離転職者」の人数は25人、平成37（2025）年度における人数は69人と推計されております。

離転職者1人に対し要介護者が1人いると仮定すると、これらの要介護者が施設サービスを中心とした介護サービスを利用することにより、本市における「介護を理由とする離転職」を抑制する効果が期待されると考えられます。

そこで、第7期計画における追加の利用人数について、以下のとおり見込みます。

単位：人／月

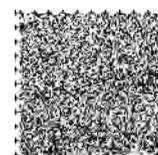
サービス名等	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
介護老人福祉施設	12	14	16	32
介護老人保健施設	0	2	4	8
特定施設のうけケアハウス	0	1	2	8
認知症対応型共同生活介護	0	1	2	12
小規模多機能居宅介護	0	0	0	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	1	3
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	3
合計	12	18	25	69

イ 療養病床からの転換によるサービス利用見込み

国は、地域医療構想における病床の機能分化・連携の推進に伴い、現在療養病床に慢性的に入院している方のうち医療の必要度が低いと考えられる方について、外来医療・在宅医療による生活や介護施設による受け入れを進めるとしています。

本計画については、埼玉県の作成する医療計画と整合性を図る必要があることから、埼玉県による推計値を基に、療養病床からの転換による本市の追加のサービス利用人数を見込みます。

埼玉県の推計によると、県全体での平成37（2025）年度における追加的需要は、7,204人の見込みとなっています。



このうち65歳以上の方について、患者調査による「医療療養病床からの退院後における在宅医療と介護施設の利用者の割合」などから埼玉県で推計した本市の追加的需要は、平成32（2020）年度では24人、平成37（2025）年度では63人と推計されています。

そこで、第7期計画における追加の利用人数について、以下のとおり見込みます。

単位：人／月

サービス名等	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
介護老人福祉施設	6	8	12	35
介護老人保健施設	4	6	8	12
特定施設のうちケアハウス	0	0	4	8
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	2
小規模多機能居宅介護	0	0	0	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	4
合計	10	18	24	63

ウ 通所介護サービスについて

本市の介護サービスの利用定員について、厚生労働省の「地域包括ケア『見える化』システム」により分析を行ったところ、要介護者1人あたりの通所介護サービスの定員が0.133人となっており、全国平均の0.153人や埼玉県平均の0.162人と比較して、通所介護サービスの利用定員がやや低い水準となっています。

一方、高齢者実態調査の「在宅認定者調査」において、通所介護を「利用していない」と回答した方の割合は19.1%で、設問で尋ねた12種類の居宅介護サービスの中で最も少ない割合であり、逆に「利用している」と回答した方の割合は39.2%で、最も多い割合であったことから、通所介護サービスの利用意向は他の介護サービスと比べて高いものと考えられます。

第7期計画においては、通所介護サービスのさらなる充実を図る必要があるものと考えられることから、通所介護事業所からの事業展開の申し出については積極的に応じるとともに、利用人数については、これまでの実績値から推計した人数に次のとおり見込んだ人数を加えるものとします。

単位：人／月

サービス名等	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
通所介護	13	26	39	106
地域密着型通所介護	3	6	9	21
計	16	32	48	127



(2)施設・居住系サービス利用者数の推計

ア. 施設サービス利用者数の推計

単位：人／月

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
介護老人福祉施設	730	740	887	956	961	1,137
介護老人保健施設	327	325	328	333	336	363
介護療養型医療施設	5	6	6	6	6	0
介護医療院	-	-	0	0	0	10
合計	1,062	1,071	1,221	1,295	1,303	1,510

イ. 居住系サービス利用者数の推計

(ア) 居宅介護サービス

単位：人／月

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
特定施設入居者生活介護	211	241	295	328	354	450

(イ) 地域密着型サービス

単位：人／月

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
認知症対応型共同生活介護	149	167	182	186	198	288
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	3	3	3	3	3	3
合計	152	170	185	189	201	291

(ウ) 居宅介護予防サービス

単位：人／月

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
介護予防特定施設入居者生活介護	14	15	18	19	21	26

(エ) 地域密着型介護予防サービス

単位：人／月

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度	平成 37 (2025)年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0



(3)施設・居住系以外の介護サービス利用者数の推計

ア. 居宅介護サービス

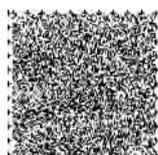
単位：人／月

給付種別	平成28年度	平成29年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
訪問介護	731	778	776	808	834	1,025
訪問入浴介護	66	62	63	67	71	77
訪問看護	249	269	278	299	318	390
訪問リハビリテーション	33	39	42	47	53	65
居宅療養管理指導	459	554	514	560	607	840
通所介護	1,000	1,121	1,174	1,289	1,396	1,805
通所リハビリテーション	419	424	431	442	470	513
短期入所生活介護	303	325	324	337	346	423
短期入所療養介護	39	50	58	69	80	96
福祉用具貸与	1,282	1,397	1,425	1,520	1,603	1,970
特定福祉用具購入費	32	46	54	65	75	92
住宅改修	26	28	30	31	32	39
居宅介護支援	2,380	2,518	2,455	2,477	2,528	2,655
計	7,019	7,611	7,624	8,011	8,413	9,990

イ. 地域密着型介護サービス

単位：人／月

	平成28年度	平成29年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	平成37 (2025)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	1	3	9
夜間対応型訪問介護	15	30	43	59	72	89
認知症対応型通所介護	23	20	22	22	24	28
小規模多機能型居宅介護	26	22	24	25	26	30
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1	3	12
地域密着型通所介護	367	373	383	397	424	472
計	431	445	472	505	552	640



ウ. 居宅介護予防サービス

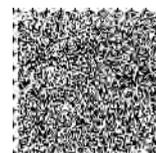
単位：人／月

給付種別	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護予防訪問介護	298	254	-	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	29	39	41	43	46	57
介護予防訪問リハビリテーション	7	8	9	10	10	13
介護予防居宅療養管理指導	22	22	25	28	31	38
介護予防通所介護	365	291	-	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	132	126	131	135	145	157
介護予防短期入所生活介護	7	4	5	5	7	7
介護予防短期入所療養介護	0	1	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	229	256	250	268	286	367
介護予防特定福祉用具購入費	9	8	9	11	12	15
介護予防住宅改修	9	9	9	10	11	12
介護予防支援	785	729	751	776	831	905
計	1,892	1,747	1,231	1,287	1,380	1,572

エ. 地域密着型介護予防サービス

単位：人／月

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 37 (2025) 年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	0	0	1	1	1
計	1	0	0	1	1	1



4 地域支援事業の見込み

本市では、高齢者の介護予防や要介護状態の軽減・悪化防止のため、また高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう支援するため、引き続き地域支援事業を行います。

(1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、また要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図るとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。地域における包括的・継続的なケアマネジメント機能を強化する観点から、市が実施主体となります。

地域支援事業の内容は「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つから構成されます。

〔地域支援事業の構成〕

介護給付（要介護 1～5）	
介護予防給付（要支援 1・2）	
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業 ●介護予防・生活支援サービス事業 ●一般介護予防事業
	包括的支援事業 ●地域包括支援センターの運営 ●在宅医療・介護連携の推進 ●認知症施策の推進 ●生活支援サービスの体制整備
	任意事業 ●介護給付費適正化事業 ●家族介護支援事業 ●その他事業

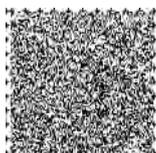
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、介護予防事業と生活支援サービスを一体としてマネジメントし提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で生活していく中で切れ目なく介護予防の効果を受けることができる仕組みです。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」に大きく分けられます。

事業の種類	対象者
介護予防・生活支援サービス	①要支援認定者（要支援 1・要支援 2） ②基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された方
一般介護予防事業※	上記①②も含めた全ての高齢者

※対象者の範囲を限定して実施している事業もあります。



ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型介護予防事業

【現状と課題】

訪問型介護予防事業は、「介護予防訪問介護相当サービス」、「短期集中訪問型サービス」の2事業を実施しています。

「介護予防訪問介護相当サービス」は、総合事業の実施前には介護予防給付として位置付けられていたサービスであり、それまでの利用者が引き続き利用をしている状況です。

「短期集中訪問型サービス」は、保健・医療の専門職によって3か月から6か月程度の短期間で行われるサービスです。総合事業開始前から実施していたサービスですが、基本チェックリストにおいて該当する項目が一定以上ある方が利用対象者となることから、もともと利用対象者が少ないサービスであり、平成29年度におけるこれまでの利用者はありません。

また、旧介護予防訪問介護の実施基準などを緩和したサービスとして、総合事業開始時に「訪問型サービスA」を新たに設定しましたが、平成29年12月1日時点で当該サービスの実施事業者はありません。

【今後の展開】

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。

また、訪問型サービスAについては、実施事業者を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

【訪問型介護予防事業の実績及び見込み量】 ※H29は推計

区分		平成28年度	平成29年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度
介護予防訪問介護 相当サービス	利用人数	—	254	326	340	354
短期集中訪問型 サービス	(人/月)	—	0	2	2	4
計		—	254	328	342	358

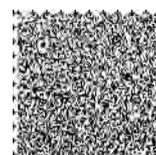
(イ) 通所型介護予防事業

【現状と課題】

通所型介護予防事業は、「介護予防通所介護相当サービス」、「短期集中通所型サービス」の2事業を実施しています。

「介護予防通所介護相当サービス」は、総合事業の実施前には介護予防給付として位置付けられていたサービスであり、それまでの利用者が引き続き利用をしている状況です。

「短期集中通所型サービス」は、保健・医療の専門職によって3か月から6か月程度の短期間で行われるサービスです。総合事業開始前から実施していたサービスですが、基本チェックリストにおいて該当する項目が一定以上ある方が利用対象者となることから、も



とも利用対象者が少ないサービスであり、平成29年度におけるこれまでの利用者はありません。

また、旧介護予防通所介護の実施基準などを緩和したサービスとして、総合事業開始時に「通所型サービスA」を新たに設定しましたが、平成29年12月1日時点で当該サービスの実施事業者はありません。

【今後の展開】

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。

また、通所型サービスAについては、実施事業者を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

【通所型介護予防事業の実績及び見込み量】 ※H29は推計

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度
介護予防通所介護 相当サービス	利用人数	—	306	437	473	509
短期集中通所型 サービス	(人/月)	—	0	5	10	15
計		—	306	442	483	524

イ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防普及啓発事業

【現状と課題】

この事業は、介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催などが対象になります。

本市においては、ボランティア指導者による通年の介護予防運動教室「はつらつ運動教室」、柔道整復師の指導による介護予防運動教室「柔道整復師による元気アップ体操教室」、そのほか「元気アップ体操教室」や「元気はつらつ教室」などを実施しています。

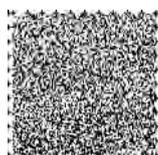
また、65歳以上の高齢者とその家族を対象として、栄養に関する講話と料理の指導を組み合わせた「いきいきクッキング」を実施しているほか、「健康教育」や「健康相談」の取り組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行っています。

高齢者の介護予防に対する関心は、年々高くなっていくと考えられ、介護予防教室や健康相談等への参加人数は増加傾向にあります。

【今後の展開】

介護予防に関する各種講座や教室等を継続的に開催するとともに、教室数を増やすなど介護予防活動に参加する機会を確保できるよう事業内容の充実にも努めます。

健康相談については、地域に伺い、地域のグループや老人クラブなどに対して出前健康相談を実施します。



(イ) 地域介護予防活動支援事業

【現状と課題】

この事業は、介護予防に関するボランティアの育成や、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施などが対象となります。本市においては、介護予防運動教室「はつらつ運動教室」の指導者であるはつらつリーダーを養成する講座「はつらつリーダー養成講座」を実施しています。

地域での支え合いの仕組みの中で高齢者自身が介護予防の担い手となるなど、より多くの市民が地域における介護予防活動等に継続して参加できるよう検討する必要があります。

【今後の展開】

地域における介護予防活動の推進を図るため、引き続き介護予防ボランティアの育成と活動支援に努めます。

(3)包括的支援事業

ア 総合相談支援・権利擁護事業

→P60・61 を参照

イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

【現状と課題】

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制作りや、個々の介護支援専門員からの問い合わせに対する助言等の支援を行っています。

単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加しており、介護支援専門員に対する支援体制の充実が課題です。

【今後の展開】

今後も、高齢者が地域において安心した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関とのネットワーク作りや、介護支援専門員に対する支援を行います。

また、介護支援専門員を対象とした情報交換会や研修会等を開催します。

ウ 地域ケア会議の充実

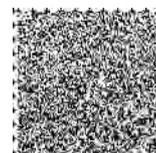
→P41 を参照

エ 在宅医療・介護連携の推進

→P43 を参照

オ 認知症施策の推進

→P44 を参照



カ 生活支援サービスの体制整備

【現状と課題】

核家族化の進展や単身世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境は以前と大きく変化しています。高齢者が自立した生活を維持するためには、高齢者にとって様々な形態の支援が必要となります。

また一方では、高齢者自身も社会参加をすることにより、社会的な役割を得ることで、生きがいや介護予防につながるとも考えられます。

圏域ごと、地域ごとに様々な実施主体による活動やサービスがすでに存在することから、高齢者はその支援を受ける側というだけでなく、その活動やサービスの担い手となることも考えられます。

そのためには、圏域ごとの活動やサービスを「地域資源」としてとりまとめ、サービスの担い手となり得る高齢者にその情報を提供する必要があることから、そうした情報を収集し、不足している地域資源等について検討・協議するために、圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、協議体を設置する必要があります。また、生活支援コーディネーターや協議体の活動を充実し、関係者のネットワークを構築する必要があります。

【今後の展開】

高齢者が多様な生活支援サービスを活用できる環境整備や、社会参加が出来るような地域づくりのための支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進します。

(4)任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業（再掲）

→P59 を参照

イ 家族介護支援事業

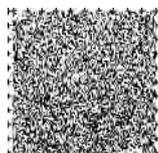
(ア) 家族介護教室

【現状と課題】

要介護高齢者の状態の維持・改善を目的に、家族等の介護者に対し、介護力の向上を図るため、適切な介護知識や技術を習得させるための講座を開催しています。

【今後の展開】

今後も、引き続き事業の充実を図りながら、家族介護教室を開催します。



(イ) 認知症高齢者見守り事業

【現状と課題】

認知症について理解を図るため、認知症に関する講演会や、パンフレット等の作成・配布を実施しています。

また、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者「認知症サポーター」の養成を実施しています。

【今後の展開】

今後も認知症についての理解を図るため周知・啓発活動の充実に努めます。

また、認知症サポーター養成講座や研修会等を開催し、「オレンジカフェ」(→P44)などを通じて、地域における認知症の人や家族への支援を推進します。

【認知症サポーターの見込量】

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
年間養成 人数(人)	前計画見込値	1,460	1,500	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	1,682	1,500 (推計)	1,530	1,560	1,590

(ウ) 言葉の教室

【現状と課題】

言語訓練が必要な失語症等の本人とその家族を対象に、言語聴覚士、音楽療法士、保健師等によるグループ指導や健康相談を行っています。

対象者の把握が困難なため参加者数が少ない状況であることが課題です。

【今後の展開】

今後も事業の充実に努めるとともに、事業の周知に努めます。

【言葉の教室の見込量】

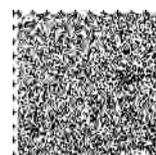
区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
延べ参 加人数 (人)	前計画見込値	125	130	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	74	120 (推計)	120	120	120

(エ) 家族介護用品支給事業

【現状と課題】

要介護者を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、「市民税非課税世帯に属し、在宅で要介護3・4・5と認定された高齢者」を介護する家族に対して、介護用品の支給事業を行っています。

月額 6,300 円を限度に介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シート)を現物で支給しています。



【今後の展開】

家族介護者の経済的負担の軽減につながることから、今後も事業の周知に努めます。

【家族介護用品支給事業の見込量】

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
延べ利用 者数 (人)	前計画見込値	810	820	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	922	987 (推計)	1,040	1,090	1,140

ウ その他事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業

【現状と課題】

成年後見制度とは、判断能力が十分でない認知症高齢者等の権利を守るために、その方を援助してくれる人（後見人等）を家庭裁判所が選任する制度です。市では、市長申立てにより成年後見制度の活用等を図るとともに、久喜市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める対象者に対して、経費の全部または一部を支弁する事業を行っています。

認知症高齢者等の増加に伴い成年後見制度の利用は増加することが見込まれることから、制度の周知を図る必要があります。

【今後の展開】

今後も引き続き制度の周知等を行い、利用促進に努めます。

【成年後見制度利用支援事業の見込量】

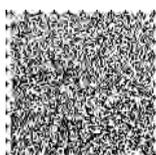
区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
延べ利 用者数 (人)	前計画見込値	5	5	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	6	9 (推計)	9	9	9

(イ) 住宅改修支援事業

【現状と課題】

要介護等認定者が住宅改修を行う場合は、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）が作成する「住宅改修が必要な理由書」が必要となります。

しかし、様々な理由で担当のケアマネジャーが決まっていない要介護等認定者が住宅改修をする場合には、例外としてケアマネジャー以外の者（作業療法士、理学療法士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター2級以上の方等）が「住宅改修が必要な理由書」を作成することができます。本市ではそのような場合、理由書を作成した者に対し、1件につき 2,100 円の助成を行っています。



【今後の展開】

円滑なサービス利用を図るため、事業の周知に努めます。

【住宅改修支援事業の見込量】

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
助成件数 (件)	前計画見込値	14	16	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	2	2 (推計)	2	2	2

(ウ) 介護保険相談員派遣事業

【現状と課題】

地域における高齢者の自立した生活を支援するため、介護保険相談員を配置して、窓口相談や在宅認定者を訪問して、さまざまな相談や苦情の対応、制度や各種サービスの情報提供等を行っています。

現在、主に在宅認定者を訪問し相談等の対応を行っており、今後、施設入所者への訪問も進める必要があります。

【今後の展開】

今後も、事業を継続して介護保険に関する相談や苦情等に対応するとともに、介護サービスの質の向上に努めます。

【介護保険相談員活動の見込量】

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
訪問 人数 (件)	前計画見込値	1, 200	1, 200	—	—	—
	前計画実績値及び 新計画見込値	1, 411	1, 400 (推計)	1, 400	1, 420	1, 440

(エ) 配食サービス事業

→P48 を参照



5 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み及び目標設定

(1) 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントとは、高齢者の自立支援及び重度化防止を目的として、その方の心身の状況や生活環境などに応じて、適切な介護サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うものです。

ケアマネジャーやサービス提供事業所等が、自立支援及び重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントを利用者に対して適切に提供できるように支援するため、地域ケア会議（→P41）を定期的を開催していきます。

【目標】 地域ケア会議の開催回数

平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
年6回以上実施	年6回以上実施	年6回以上実施

(2) 住民主体による介護予防事業の実施

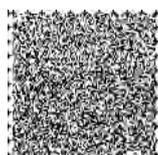
本市では、「はつらつ運動教室」（→P76）など、住民主体による運動教室の開催や普及に、従来から取り組んできました。

住民が主体的に運動教室の開催や運営を行うことで、事業への参加意欲がより積極的になり、さらなる介護予防効果が期待できるものと考えられます。

参加者の自立状態の維持や、要介護状態への移行の防止を図るため、こうした住民主体の介護予防事業に引き続き取り組んでいきます。

【目標】 はつらつ運動教室の実施会場数

平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
36 会場以上	37 会場以上	38 会場以上



6 介護給付費等の見込み

(1) 介護保険給付費の見込み

介護保険給付費については、介護給付・予防給付ともに、今後も増加することが見込まれます。平成32(2020)年度には、介護給付費は95億6,542万4,000円に、介護予防給付費は1億8,112万4,000円になると見込まれます。

また、平成37(2025)年度には、介護給付費は115億9,326万7,000円に、介護予防給付費は2億640万円になると見込まれます。

サービス別 介護給付費の推計

単位：千円

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	第7期計画期間計	平成37 (2025)年度
居宅サービス	3,556,517	3,836,530	4,097,508	11,490,535	5,112,254
訪問介護	470,460	490,239	505,600	1,466,299	621,688
訪問入浴介護	42,543	45,290	48,083	135,916	52,208
訪問看護	135,384	145,683	154,970	436,037	190,192
訪問リハビリテーション	20,559	23,014	26,058	69,631	31,852
居宅療養管理指導	82,634	90,077	97,645	270,356	135,124
通所介護	1,099,034	1,206,577	1,307,319	3,612,910	1,698,608
通所リハビリテーション	358,672	368,210	391,350	1,118,232	427,385
短期入所生活介護	335,398	349,082	357,993	1,014,718	437,810
短期入所療養介護	58,181	69,111	80,389	207,681	96,500
福祉用具貸与	225,763	240,868	254,058	720,689	312,251
特定福祉用具購入費	20,354	24,582	28,183	73,119	34,759
住宅改修	36,364	37,653	38,898	112,915	46,883
特定施設入居者生活介護	671,171	746,144	806,962	2,224,277	1,026,994
地域密着型サービス	973,197	1,013,372	1,093,852	3,080,421	1,469,251
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3,915	10,380	14,295	24,874
夜間対応型訪問介護	16,008	21,931	26,867	64,806	33,258
認知症対応型通所介護	31,925	32,822	35,664	100,411	41,925
小規模多機能型居宅介護	54,644	56,541	57,846	169,031	70,097
認知症対応型共同生活介護	547,047	559,376	595,423	1,701,846	866,861
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10,082	10,087	10,087	30,256	10,087
看護小規模多機能型居宅介護	0	3,775	10,886	14,661	38,405
地域密着型通所介護	313,491	324,925	346,699	985,115	383,744
施設サービス	3,687,417	3,907,137	3,930,131	11,524,685	4,546,400
介護老人福祉施設	2,594,941	2,797,510	2,810,854	8,203,305	3,289,740
介護老人保健施設	1,066,960	1,084,100	1,093,750	3,244,810	1,212,344
介護医療院	0	0	0	0	44,316
介護療養型医療施設	25,516	25,527	25,527	76,570	—
居宅介護支援	431,868	435,741	443,933	1,311,542	465,362
介護給付費 計	8,648,999	9,192,780	9,565,424	27,407,203	11,593,267

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。

サービス別 予防給付費の推計

単位：千円

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	第7期計画期間計	平成37 (2025)年度
居宅サービス	116,219	122,515	132,532	371,266	153,575
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	13,219	13,874	14,769	41,862	18,417
介護予防訪問リハビリテーション	2,735	3,025	3,025	8,785	3,925
介護予防居宅療養管理指導	3,075	3,447	3,817	10,339	4,686
介護予防通所リハビリテーション	53,056	54,571	58,528	166,155	63,461
介護予防短期入所生活介護	2,080	2,081	2,894	7,055	2,894
介護予防短期入所療養介護	409	410	410	1,229	410
介護予防福祉用具貸与	14,504	15,539	16,563	46,606	21,167
特定介護予防福祉用具購入費	2,590	3,178	3,453	9,221	4,354
介護予防住宅改修	11,347	12,496	13,812	37,655	15,129
介護予防特定施設入居者生活介護	13,204	13,894	15,261	42,359	19,132
地域密着型サービス	0	1,065	1,065	2,130	1,065
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	1,065	1,065	2,130	1,065
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	42,933	44,382	47,527	134,842	51,760
予防給付費 計	159,152	167,962	181,124	508,238	206,400

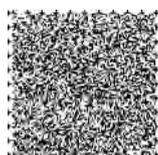
※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。

(2)地域支援事業費の見込み

単位：千円

	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	第7期計画期間計	平成37 (2025)年度
①総合事業	212,304	217,696	223,108	653,108	247,997
②包括的支援事業・任意事業	212,154	225,990	239,878	678,022	307,067
合計 (①+②)	424,458	443,686	462,986	1,331,130	555,064

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。



(3)総給付費等の見込み

介護給付費と予防給付費を合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加えて算出した標準給付費は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間で301億6,477万2,000円となることが見込まれます。

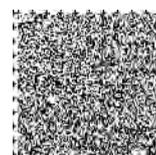
また、標準給付費に地域支援事業費を加えた合計額は、3年間で314億9,590万2,000円となることが見込まれます。

総給付費等の見込額

単位：千円

		平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度	第7期計画期間計	平成37 (2025)年度
総給 付 費	介護給付費+予防給付費(a1)	8,808,151	9,360,742	9,746,548	27,915,441	11,799,667
	一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額(a2)	5,218	8,422	9,021	22,662	11,134
	消費税率等の見直しを勘案した影響額(a3)	0	112,228	233,701	345,928	282,250
	総給付費 【(a1)-(a2)+(a3)】(a)	8,802,933	9,464,548	9,971,227	28,238,708	12,070,783
特定入所者介護サービス等給付費(b)		355,586	375,202	393,320	1,124,107	454,837
高額介護サービス費等給付費(c)		207,085	232,130	247,724	686,938	323,377
高額医療合算介護サービス費等給付費(d)		28,796	31,820	34,856	95,472	49,719
審査支払手数料(e)		6,167	6,516	6,865	19,547	8,609
標準給付費(a)+(b)+(c)+(d)+(e)		9,400,566	10,110,215	10,653,991	30,164,772	12,907,326
地域支援事業費(f)		424,458	443,686	462,987	1,331,130	555,063
合計(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)		9,825,024	10,553,900	11,116,978	31,495,902	13,462,389

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。



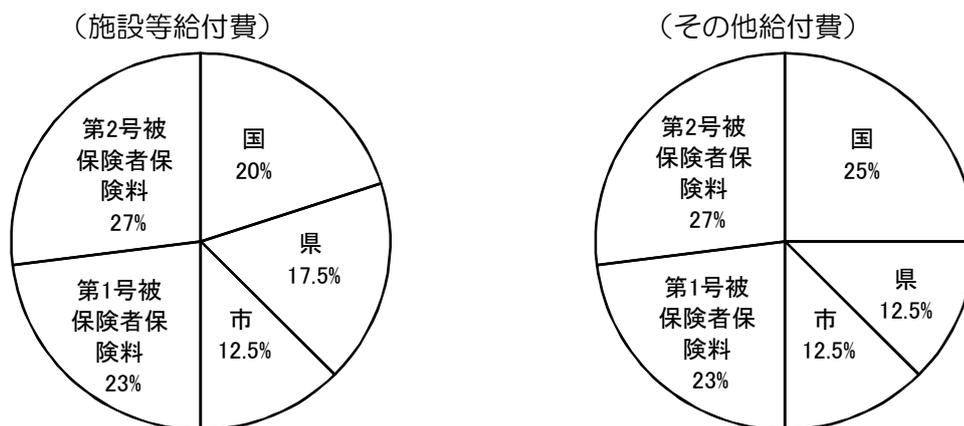
(4)介護保険事業の財源

介護保険事業に係る財源構成は、法令で定められています。

なお、第1号被保険者保険料及び第2号被保険者保険料の負担割合が、第6期の22%、28%から、それぞれ23%、27%に変更されます。

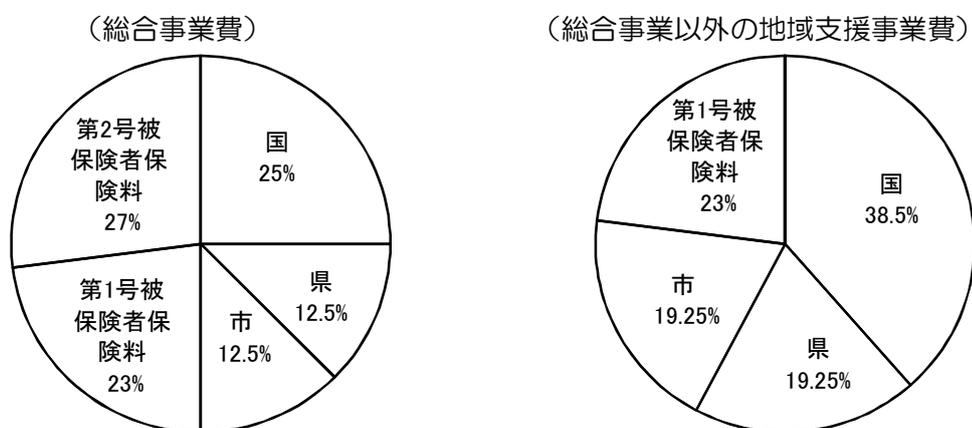
○保険給付費の財源構成について

介護サービスを利用する場合、原則として費用の1割または2割が自己負担となり、残りの9割または8割が介護保険制度から給付されます。この保険給付の財源の内訳は、次のとおりです。

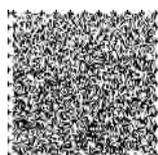


※ 国の負担割合（施設等給付費 20%、その他給付費 25%）のうち、それぞれ5%は調整交付金です。全国平均は5%ですが、保険者ごとの前期高齢者と後期高齢者の割合や各所得段階別の被保険者の分布状況に応じて交付されます。

○地域支援事業費の財源構成について



※ 総合事業費の国の負担割合 25%のうち、5%は調整交付金です。全国平均は5%ですが、保険者ごとの前期高齢者と後期高齢者の割合や各所得段階別の被保険者の分布状況に応じて交付されます。

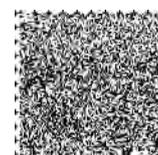


7 被保険者の費用負担に関する施策

(1) 第1号被保険者の保険料所得段階の設定

低所得者に配慮した保険料設定とするため、標準である第5段階（基準額×1.0）より上の所得段階を第6期に引き続いて細分化し、全部で10段階の所得段階設定とします。

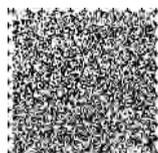
第6期計画期間 (平成27年度～29年度)			第7期計画期間 平成30(2018)年度～平成32(2020)年度			
段階	区分	基準額 に対する割合	段階	区分	基準額 に対する割合	介護保険料 年額
1	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	0.45	1	同左	0.45	25,900円
2	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.65	2	同左	0.65	37,400円
3	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.7	3	同左	0.7	40,300円
4	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.83	4	同左	0.83	47,800円
5	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.0	5	同左	1.0	57,600円



第6期計画期間 (平成 27 年度～29 年度)			第7期計画期間 平成 30 (2018) 年度～平成 32 (2020) 年度			
段階	区分	基準額 に対する割合	段階	区分	基準額 に対する割合	介護保険料 年額
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.1	6	同左	1.1	63,300 円
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	7	同左	1.25	72,000 円
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.5	8	同左	1.5	86,400 円
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.78	9	同左	1.78	102,500 円
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	1.85	10	同左	1.85	106,600 円

なお、第7期計画期間の保険料基準月額は 4,802 円、平成 37 (2025) 年度における保険料基準月額は、6,900 円から 7,400 円程度になると見込まれます。

また、第1段階の保険料額については、公費投入により金額が軽減されています（上記表の額は、軽減後の金額となります）。



(2)利用者の負担軽減に関する施策

介護保険制度での利用者負担は、原則として1割（または2割）の負担となります。

本市では、低所得者等の方が介護サービスを利用しやすいように、利用者負担について軽減措置を講じる支援策を独自に実施しています。

本計画期間においても、引き続き利用者負担助成を実施します。

ア 利用者負担の助成制度

居宅介護サービスを利用している低所得者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、利用者負担の助成を行います。

イ 支給限度額の上乗せ助成制度

区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービスを利用すると、超過利用分については通常は全額自己負担となりますが、本市では、超過利用分の一部に対して助成を行います。

